

4	特殊健康診断
---	--------

1 概要

1] 目的

有害作業因子による健康障害（職業病）の早期発見と対処

2] 健診内容

特殊健康診断は、特定の有害業務に従事する労働者を対象に、労働安全衛生法及びじん肺法に基づき実施が義務づけられている検査項目を基本としている。

3] 判定方法

判定区分は「所見あり」「所見なし」の2区分とした。

「所見あり」には既往歴あり、自他覚症状あり、検査所見が含まれる。

最終判定は、事業場の産業医等が作業環境等を含めて総合的に判断する。

2 実施状況

		受診団体数	受診者数	判定区分	
				所見なし	所見あり
法定項目	じん肺	58	593	489	104
	有機溶剤	88	4,215	4,115	100
	鉛	17	563	562	1
	石綿	18	177	144	33
	電離放射線	32	3,658	2,376	1,282
	特定化学物質	86	5,915	5,326	589
行政指導項目	情報機器作業	20	657	189	468
	騒音	41	1,789	1,221	568
	有害光線	20	879	743	136
	引き金取扱従事者	10	156	113	43
	レーザー光線	14	280	231	49
	振動	9	175	81	94
総	数		19,057	15,590	3,467

【年次推移】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	15,549	18,688	19,539	17,556	19,057